



1. 目的

市が実施しているすべての事務事業（約400事業）について、コストとサービスの質の両面から効果のあるアイデアを広く募集し、現行の実施手法と比較考量の上、より優れた事業手法を新たに採用することで、行財政運営の効率化と、市民サービスの充実を図る。

2. 事業の流れ

- ① 市が実施しているすべての事務事業（約400事業）の基礎データを公表
- ② 事業者、経済団体、NPO、教育機関等からアイデア募集
- ③ 外部委員による審査委員会が、提案されたアイデアと現行の実施手法との比較検討、評価
- ④ コスト・サービスの質の両面から効果を期待できるものを採択
- ⑤ 提案者に業務委託（提案者が事務事業の実施主体となる）

3. 募集する提案内容

現行の事務事業の費用を削減して、そのまま引き受ける委託先を募集する制度ではなく、新たな提案を含む事業。また、事務事業の一部を切り取ることや複数の事業や複数の課にまたがる事業を集約した事業も提案可能。

4. 審査基準及び審査方法

審査項目	審査のポイント
1. 市民の利益	①市が実施するより質の高いサービスが提供でき、市民サービスの向上につながるか。 ②雇用創出など市内経済への波及効果が期待でき、地域の活性化につながるか。 ③行政と民間の役割分担は適切か。
2. 独自性	①提案に提案者の独自のアイデア、工夫が盛り込まれているか。 ②独自アイデア、工夫が、事務事業の目的達成に効率的かつ効果的か。
3. 実現性	①事業は具体的な内容となっているか。 ②事業は実現性の高い内容となっているか。
4. 団体能力	①事業を担う体制、能力、知見を有しているか。
5. 費用の妥当性	①事務事業のコスト抑制につながるか。 ②市全体として、資源・財源を効率的・効果的に活用できるか。

○上記の審査基準すべてを満たす事業提案が採択となる。

○外部の学識委員からなる審査委員会による審査

5. 今後のスケジュール及び実施期間

	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
職員説明会	●課長			●担当										
広報		←→												
募集					←→									
審査委員会				●議会			←→							
予算編成								←→						
契約・実施														←→

○応募は、阪南市行財政構造改革プランの短期目標期間である3年間(2021年度まで)を実施期間とする。

6. その他

既存の市民協働事業提案制度との違い（イメージ図）

【現行】市民協働事業提案制度

市が実施している事務事業には含まれていない行政領域や、直接行政の責務とはされていないが、住民福祉の向上に資するような市民活動について、市が市民と協働して実施することで効果が期待できる取組みを提案する制度。（BおよびCの領域）

市が実施している事務事業に関するテーマを設定して、既存の事務事業の充実を図るための提案を求めることも可能。（Aの領域）

【新規】行政サービス協働化制度

市が実施している事務事業の実施手法等について、新たな発想やアイデアを加味することで、行財政運営の効率化と市民サービスの向上が期待できる取組みを提案する制度。（DおよびEの領域）

